

スリランカ投資ガイド

スリランカ投資委員会



スリランカ投資委員会

調査・政策推進部作成

(協力：投資部、広報部、メディア部)

2015年10月発行

目次

スリランカ投資ガイド 一般

1.	スリランカ概要	01
2.	次の投資先としてのスリランカ	02
3.	スリランカの投資政策	05
4.	投資機会のご紹介	07
	– 海洋セクター	07
	– 航空セクター	07
	– 知的サービスセクター	07
	– エネルギーセクター	08
	– 商業ハブ関連サービス	09
	– 観光セクター	09
	– 製造業セクター	09
	– インフラセクター	10
	– 公共サービスセクター	11
	– 農業セクター	11
5.	スリランカ投資委員会の投資支援	12
	a. BOI 法第 16 条・17 条	12
	b. 承認プロセス	13
	c. 優遇策	14
	d. 輸出入サポート	14
	e. 産業労使関係	14
	f. 事業所の立地；輸出加工区、工業団地、その他地域	14

スリランカ投資ガイド商業ハブ活動

スリランカの地理的優位性	17
法規制概要	17
指定自由港と保税地区	17
商業ハブ活動内容	18
商業ハブ概要	19
その他の利用可能なサービス	20
2012 年改定財政法第 12 号による定義	20
商業ハブ活動事業	21

1.スリランカ概要

地形・気候

正式国名	: スリランカ民主社会主義共和国 (Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)
通称	: スリランカ (Sri Lanka)
ネット上のドメイン	: .lk
地理上の位置	: 南アジア地域
経緯度	: 北緯 5°55' - 9°50' 東経 79°31' - 81°53'
国土面積	: 65,610km ² (内水面積 2,905 km ² を含む)
行政区分	: 9州 25 県
行政上の首都	: スリ・ジャヤワルダナ・プラコーッテ (Sri JayawardenapuraKotte)
商都	: コロンボ (Colombo)
標準時刻	: GMT + 5.30 時間
気候	: 二つの季節風を有する熱帯気候
季節	: 北東季節風 (9月～3月) 南西季節風 (5月～8月)
年間平均降水量	: 1,687mm
平均気温	: 24.4°C - 31.7°C

人口統計

人口	: 2 千万人
民族	: シンハラ 74.9%、タミル 15.4%、ムスリム 9.2%、その他 0.5%
宗教	: 仏教 70.2%、キリスト教 7.4%、ヒンズー教 12.6%、イスラム教 9.7%、 その他 0.1%
公式言語	: シンハラ語、タミル語 : 英語は、政府機関、民間企業・金融機関における一般的なビジネス 言語であり、全国の都市部で広く使用されています。

資源

農業	: 耕作地 18.29%、森林 29.7%
主要商品作物	: 紅茶、ゴム、ココナッツ、シナモン、胡椒
主要食用作物	: 米、野菜、果物、香辛料
海洋	: 約 1,620km の沿岸線を有し、基線から 200 海里内に 517,000km ² に 及ぶ経済特区を設置
鉱物	: 石灰岩、黒鉛、鉍物砂、宝石、リン酸塩、粘土

2. 次の投資先としてのスリランカ

a) 政治・経済の安定と安心して投資ができる環境

スリランカは、投資に関する政府の積極的な施策や政策、安定した投資環境が高く評価され、多くの企業に「次の海外投資先」として選ばれています。我が国は、早期から市場経済政策を導入し、優良企業の誘致のために大規模なインフラ投資を進めてきました。

【スリランカの実績】

- 過去3年間のGDP成長率が6%以上の南アジア有数の成長経済
- 失業率は約4%
- 1人当たりGDP3,625米ドルを達成（2014年）
- インフレ率を3.3%に抑制
- 輸出の多様化を目指す政策

実質 GDP 成長率(%)

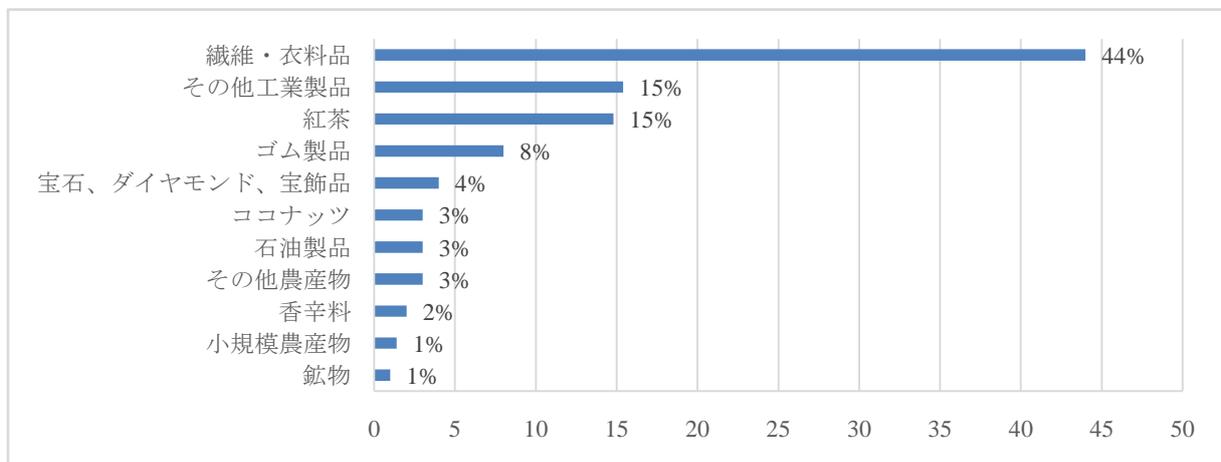
	2010	2011	2012	2013	2014
バングラデッシュ	5.6	6.5	6.5	6	6.1
インド	10.3	6.6	5.1	6.9	7.4
マレーシア	7.4	5.2	5.6	4.7	6
パキスタン	1.6	2.7	3.5	4.4	5.4
スリランカ	8	8.2	6.3	7.2	7.4
タイ	7.8	0.1	6.5	2.9	0.7
ベトナム	6.4	6.2	5.2	5.4	6

出所: スリランカ中央銀行 (2014年)

主な投資国 (上位 15 位)

- マレーシア
- イギリス
- 中国
- インド
- オランダ
- シンガポール
- アメリカ
- ルクセンブルグ
- 日本
- スウェーデン
- オーストラリア

スリランカの輸出品目 (2014年)



出所: スリランカ中央銀行 (2014年)

b) スリランカを海外直接投資先として選ぶ理由

- 戦略的な地理的条件
- 開放的な貿易・投資政策
- 産業重視型の政府
- 投資重点セクターに法人税を減額
- 教育・技能の高い人材
- 豊かで安定した生活・就業環境
- 整備された土地が使用可能
- 英語能力に優れた労働力
- アジアの物流センターとして急成長中
- 日本を含む 28 カ国と二国間投資協定 (IPA) を結び、38 カ国と二重課税防止条約 (DTAA) を締結
- 広範な事業セクターにおいて、外資の 100% 保有が認められており、収益・報酬・資本の 100% 本国送金、当座預金からの外国為替取引が可能
- 憲法にて外国投資の安全を保証

c) 整備されたインフラ環境

- 近代的で効率の良い空港・港湾設備
- 整備された道路・高速道路網
- 高品質の通信ネットワーク
- 信頼性が高く安価な公共サービス
- 即稼働可能な設備を持つ輸出加工区 (EPZ) や工業団地 (IP)

d) 優秀な人材が豊富

- 適応性、学習能力が高く、目的意識を持った優秀な人材
- 「人財競争力に関する国際調査 (低・中級収入分野：2013 年)」にて上位 10 位にランク入り
- 労働力人口における青年層の割合が高い
- 国立大学は 25,000 人、私立教育機関は 10,000 人以上の大卒者を毎年輩出
- 産業界の需要に応える職業・産業訓練機関
- 金融・会計業務の中核的アウトソース先として急成長中
- 英国公認会計士の資格保有者数が世界で第 2 位

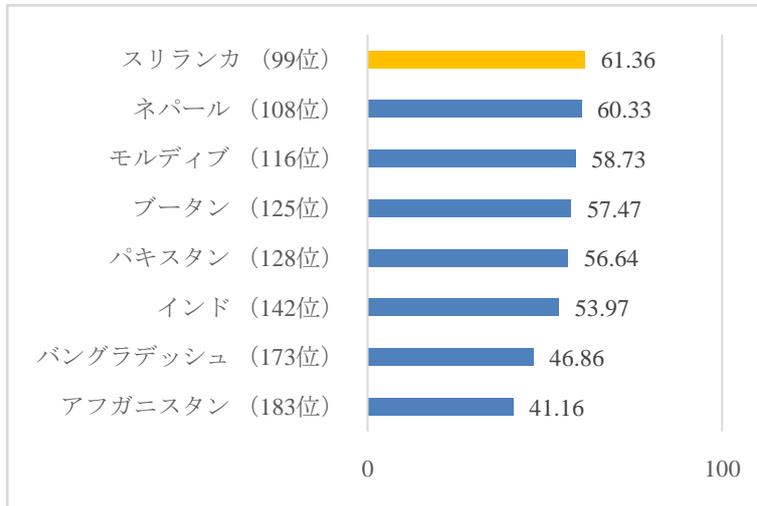
e) 市場アクセスの優位性

- インドおよびパキスタンとの間で自由貿易協定 (FTA) を締結済 (4,000 以上の品目が 0% 関税であるため、大規模市場への優位なアクセスが可能)
- 140 億を超える人口への広範囲なアクセス
- 現在、中国との間で包括的自由貿易協定を交渉中
- アジア太平洋貿易協定 (APTA)、およびベンガル湾多分野技術経済協力 (BIMSTEC) のメンバー国

f) ビジネス環境ランキング

スリランカは、総合ランキングおよび DTF スコアにて南アジア第 1 位に輝きました。更なる投資環境の改善を目指し、これからも努力を続けて参ります。

DTF スコア



g) 生活の質の高さ

- 快適な居住環境や先進的な医療、名門インターナショナル・スクールを擁するスリランカには「高い生活の質」があります。
- コスモポリタンの雰囲気のある生活環境には、多彩な娯楽やナイトライフ、世界水準のショッピング施設、劇場、カフェ、芸術、高級ホテル等が揃います。
- スリランカには、豊かに暮らし、働く環境が整っています。

3.スリランカの投資政策

スリランカは、30年前に南アジア諸国の中ではじめて経済自由化を導入しました。スリランカの投資関連法は海外直接投資の活性化を目的としており、透明性が高いことが特徴です。

スリランカ投資委員会法 (BOI 法)

スリランカへの外国投資は、投資委員会法第 4 号 (1978 年) および修正法が、基本法となります。BOI は、投資家の皆さまの統括的窓口であり、免税、税制優遇策、関税・為替管理法の非適用を提供するために、投資家と契約を締結する権限が与えられています。

スリランカでは、広範な事業分野において外資の 100% 保有が認められ、当座預金からの支払いに係る外国為替取引は、規制の対象外となっています。

外国投資に関する為替管理法

外国投資に関する為替管理は、2002 年 4 月 19 日付法令 No. 1232/14 (2002 年 8 月 8 日付修正法 No. 1248/19) により、次の通り定められています。

「認定カントリーファンド/ 地域ファンド、海外設置の法人、海外在住の個人 (スリランカ人を含む) に対して、法人の発行済株式の 100% までを発行・移譲することを認可する。ただし、下記の事業分野に関しては、株式の発行・移譲が認可されないか、または制限や条件きでの認可となる。」

【認可対象外の事業】

次の事業を予定する法人株式には、外資の参入が認可されていません。

- i. 貸金業
- ii. 質屋業
- iii. 資本金百万米ドル未満の資本金の小売業
- iv. 沿岸漁業
- v. 個人・民間企業に対する安全管理評価およびコンサルティングを含む警備サービス業

【制限付きで認可される事業】

- (a) 次の事業には、発行済資本の 40% を限度として外資の参入が認められています。ただし、スリランカ投資委員会が認める場合は、その限りではありません。
 - i. 当国からの輸出が、国際的に定められた割当制限の対象となる商品の製造
 - ii. 紅茶、ゴム、ココナッツ、ココア、米、砂糖および香辛料の栽培および一次加工

- iii. 再生不可能な自然資源の採掘および一次加工
- iv. スリランカの木材を使用する林業
- v. 漁業（遠洋漁業）
- vi. マスコミ
- vii. 教育産業
- viii. 貨物輸送
- ix. 旅行代理店
- x. 海運代理業

(b) 次の事業を実施・予定する企業の株式は、スリランカ政府または該当事業への海外投資を管轄する法的・行政機関が一般的または個別に承認する発行済資本の割合を上限として、外資の参入が認められます。

- i. 航空運送業
- ii. 沿岸海運業
- iii. 1990年法律第46号、産業促進法の第2予定表に記載する産業事業：
武器・弾薬・爆発物・軍用車両・軍用設備・軍用機・その他軍用ハードウェアを生産する産業。毒物・麻薬・アルコール類・危険薬物・危険毒物・危険有害物質・発癌性物質を生産する産業。貨幣・硬貨・有価証券証書類を作成する産業。
- iv. 宝石の大規模・機械化採掘業
- v. 宝くじの胴元業

投資保護政策

スリランカには数々の投資保護メカニズムが整備されており、世界でも有数の「安心して投資できる国」となっています。国会で3分の2以上の多数により承認された憲法第157条は、投資保護条約・合意の安全を保証しています。

スリランカは、現在28ヶ国と二国間投資協定（IPA）を締結しています。独立した裁判制度を持ち、投資家のいかなる懸案にも対応しています。

また、スリランカは38ヶ国と二重課税防止条約（DTAA）を締結しています。多国間投資保証機関（MIGA：世界銀行の投資保証機関）の設立メンバーでもあり、没収や非商業的リスクに対する予防メカニズムが機能しています。

4.投資機会のご紹介

スリランカでは、下記のような競争力のある産業セクター別への外国直接投資を特に奨励しています。

海洋セクター

スリランカは海運・海事産業において世界有数の戦略的位置にあります。

奨励事業

- 新ターミナルの建設
- 海事産業に要する技術開発
- 物流機関への支援
- 船舶造修業
- 小規模港湾・港間連結の開発
- レジャー関連事業の振興
- 海底資源の開発に関わる調査・探査
- 海洋事業関連産業
- 索具・海洋土木
- 部品、食糧、水、およびその他物資の供給
- 燃料補給サービス
- 保守サービス
- 貨物中継サービス

航空セクター

スリランカは多くの主要航空路に隣接しています。ほんの数時間で世界の主要都市にアクセス可能なスリランカは、世界の航空ハブとして成長する可能性を秘めています。

奨励事業

- 航空サービスの向上を図り、同サービスの「一大拠点」となるための事業
- 空港設備を開発し、最良の目的地・中継地となるための事業

知的サービスセクター

スリランカは、海外から専門家や学生の誘致を図り、アジア亜大陸で最も優れた高等教育を提供する「知的ハブ」の概念を取り入れています。

スリランカには、現在 15 校の国立大学、7 校の大学院、および 13 校の学位授与大学・機関があります。国立大学には定員に限りがあり、大学教育への進学資格を有する 14 万人の学生のうち、入学が認められるのは 20% 未満となっています。政府は現在、私立の高等教育機関設置のための法的整備を進めており、民間企業が公的高等教育機関と共同研究開発を進めることを奨励しています。

スリランカの成長産業として期待されるのが、IT ソフト開発、知的プロセス・アウトソーシング (KPO)、業務プロセス・アウトソーシング (BPO) 産業、IT・IT 化サービス、IT 研修センターを含む「知的サービス分野」です。

国内では、現在 100 社を超えるソフト開発企業が事業展開を行い、独立または専用市場に向けたサービスを提供しています。スリランカ企業のソフト開発の能力は、世界的な評価を受けています。

2000 年に誕生したスリランカの KPO/ BPO 産業は、同分野の国際的な大手企業との連携に成功しており、短期間で著しい成長を遂げています。またスリランカは、金融、その他の専門サービス、トランザクション処理、文書管理等のニッチ市場でも高い評価を受けています。

知的サービスセクターは、10 億米ドルの輸出収益と 10 万人の雇用創出を、2016 年までの目標として掲げており、目標達成の見通しが明るい事が報告されています。この「知的ハブ」への取組みにより、スリランカは高等教育分野における魅力的な投資先として成長し、知的拠点、教育・革新の地域的ハブとしての位置づけが確立されるでしょう。

奨励事業

- 内外の産業・サービスが求める高度人材の教育を目指し、優れた教育内容を誇る高度教育機関の設置
- IT ソフト開発、知的プロセス・アウトソーシング (KPO)/業務プロセス・アウトソーシング企業 (BPO)、IT・IT 化サービスおよび IT 研修センターの設立・運営

エネルギーセクター

スリランカでは、電力のピーク時および総需要を満たすために合計 142 カ所（総設備容量 3,277MW）のグリッド接続発電所が稼働しています（2012 年前期時点）。

セイロン電力庁は、合計 25 基の発電所（水力発電所 17 カ所、火力発電所 7 カ所、風力発電所 1 カ所）を所有・運営しています。独立発電事業者（IPP）は火力発電所 11 カ所を運営しており、小規模発電事業者（SPPs）は小水力発電所、太陽光発電所、風力発電所、バイオマス発電所など合計 109 カ所の再生可能エネルギー発電所を運営しています。

スリランカもまた、世界の石油価格の影響を時々を受けており、新たなエネルギー源の創出が課題となっています。現在、世界の化石燃料は枯渇も懸念されていますが、スリランカの北部・南部の近海では、当資源の存在が確認されています。

奨励事業

- 非伝統的再生可能エネルギーの新技術の導入や開発・促進

商業ハブ関連サービス

地理上優位な位置にあることを活用し、スリランカを商業サービス・国際バンキングなどの「アジア最大の商業センター」へと発展させるべく、インフラや設備開発などを推進しています。

奨励事業

- サプライチェーン・マネジメント
- 総合物流サービス
- 国際的なブランド製品などを販売するショッピングモールの設立・運営
- BOIは、自由貿易港・特定地域などにおける商業ハブ関連事業への新規投資家に、税的優遇措置を認可する権限を持っています。詳細は、「商業ハブ事業」の項をご参照ください。

観光セクター

- スリランカ政府は、観光セクターを紛争終結後の経済復興の要と捉え、2016年までにスリランカへの年間旅行者数を250万人にするという野心的な目標を掲げています。
- 2009年当時、50万人であった年間旅行者数は、2013年に130万人に達し、160%の大幅増加を記録しました。
- 当セクターでは、宿泊施設・レジャー関連等のインフラ開発を優先しています。
- 北東海岸トリンコマリー地区に位置するクッチャヴェリ(Kuchchaveli)、東海岸のパーシクダー(Passikudah)、14の離島を擁する北西海岸のカルピィティヤ(Kalpitiya)、南西海岸のベントタ近隣のマドゥ河傍に位置するデッドゥワ(Dedduwa)等の地域は、観光特区として優先開発の指定を受けています。
- 世界最大の旅行ガイド「ロンリー・プラネット」は、スリランカの観光産業を次のとおり高く評価しています。

「観光産業への投資が次々に行われており、旅行者数も安定して伸びています。物価が安く、多くの旅行者の乗り継ぎ地であるバンコクからスリランカまでの航空券の値段も手頃であることから、スリランカは、世界で最も価値ある旅行先として急成長しています。」

奨励事業

- ホテル、リゾート、レジャー・娯楽複合施設の建設・運営

製造業セクター

製造業は、スリランカ経済の主要セクターであり、工業製品輸出の75%以上を占めています。投資対象として推奨される分野は多岐に渡り、スリランカへの海外直接投資により成功を遂げた製造業の事例が数多くあります。

- アパレル産業
- ゴム製品 — 主に中実タイヤ・手術用手袋
- 食品加工産業
- ハイテク製造業

奨励事業

政府の新しい政策ガイドラインに基づき、製造業セクターでは次の3分野を奨励しています。

- 食品加工、ゴム製品、アパレル、付加価値を加えた鉱物関連製品、船舶・ボート等の輸出向け産業
- 自動車、電機・電子機器、化学薬品等の高度産業
- 薬剤、繊維製品、乳製品、肥料等の輸入代替産業

インフラセクター

現在スリランカでは、中長期的な成長を支えるインフラ開発が数多く実施されています。タイムリーな経済インフラ開発は、生産性の向上・地域格差の縮小を図り、経済全体の能力を高めます。スリランカでは、次の事業を含む、経済インフラ開発事業全般を奨励しています。

- 高速道路・国道、鉄道路線を含む道路網の開発
- 既存の国際空港・港湾の拡張、新規建設
- 住宅、商業施設、都市開発
- 水の供給・衛生処理
- 工業地帯の設置
- 倉庫・物流センター等

進行中の事業

- 既存の南部高速道路およびコロンボ - カトナヤカ高速道路を、建設予定の北部・東部高速道路へ接続する外環高速道路
- 複合開発施設
- 集合住宅やコンドミニアム建設

奨励事業

- 北部高速道路
- コロンボ・その他都市部における複合開発、およびその他商業施設
- 集合住宅やコンドミニアム建設
- 最新技術を備える輸出加工区
- 倉庫・物流センター等

公共サービスセクター

通信

通信産業において、我が国は先進国と同水準の開発を進めてきました。スリランカの通信セクターは、適切な規制の導入により、世界の最新技術を導入し、南アジアに

における先駆的立場を獲得しました。国内では、高速ブロードバンドを可能にする GSM、3G、3.5G および HSPA（高速パケット通信）等、最先端技術の利用が進み、WIMAX や LTE の利用を可能にする 4G 等の次世代ネットワークも導入されています。加入者数では、携帯電話利用者が 2009 年に 4 倍の伸びを見せ、1,300 万人となりました。一方、2009 年の固定回線の利用者数は 350 万人で、減速傾向にあります。

通信分野 統計概要（2013 年 12 月末現在）

システム認可数	39
固定電話数	2,709,848
電話普及率(居住者 100 人あたりの固定電話数)	13
携帯電話利用者数	22,123,000
100 人あたりの携帯電話利用者数	107
インターネット・E-mail 利用者数（固定型）	606,100*
インターネット・E-mail 利用者数（モバイル型）	2,802,881*
公衆電話設置数	6,642
ナローバンド利用者（固定型）	38,499 人
ブロードバンド利用者（固定型）	567,601 人

奨励事業

- 高速化・受信地域拡張等の通信関連サービス

農業セクター

GDP の 10.1%を占める農業セクターは、スリランカの経済成長に重要な役割を果たしています。沿岸・遠海漁業、内水面漁業および水産養殖分野を含む漁業セクターは、2014 年、GDP のおよそ 1.3% に貢献し、関連事業を通じて 65 万人の直接・間接雇用を創出しています。

乳製品・養鶏等を主要とする家畜セクターは、2014 年に GDP の 1.3%を記録し、経済成長、雇用創出、地方の農業事業者の収入増加を図る、優先的的事业です。なお、2014 年のミルクと乳製品の輸入額は 3 億 3900 万米ドルであり、これは全食品輸入額の 1.75%を占めています。

奨励事業

当分野では、生産性や技術水準の向上、国際市場へのアクセス性向上、高品質な種・植栽資材の開発、および全体的な付加価値の向上を目的とした投資を奨励しています。スリランカでは、園芸、家畜、漁業を含む農業セクターへの投資を成功に必要な、農産関連産業の展開のための様々な環境の農地や広大な漁場へのアクセスが可能です。

5. スリランカ投資委員会の投資支援

スリランカ投資委員会（BOI）は海外投資家の皆様を支援する中心的窓口です。お問い合わせへの対応から、事業認可、モニタリング、アフターケアまで投資についてのアドバイスや手続きにおいて皆様をサポートしています。

BOIは現在、投資担当部門である「投資支援センター」をコロombo 1 地区ワールドトレードセンターのウエストタワー27階に開設しています。同センターのBOIプロジェクトコーディネーターは、他部門の職員とともに皆様の投資の全課程をサポートします。

a. BOI 法 16 条・17 条

以下のカテゴリーに当てはまる投資活動は、スリランカ投資委員会により認可されます。

BOI 法 16 条認可投資

BOI法16条のもとで認可された外国投資は税務優遇措置がありません。同事業は、スリランカの一般の法律に従って運営され、国税法、関税法、外国為替管理法が適用されます。同認可は、以下のことを目的としています。

- 海外投資を開始するための支援
- 外国株式の新会社設立手続き
- 既存非 BOI 企業の株式を海外投資家に譲渡または発行する場合

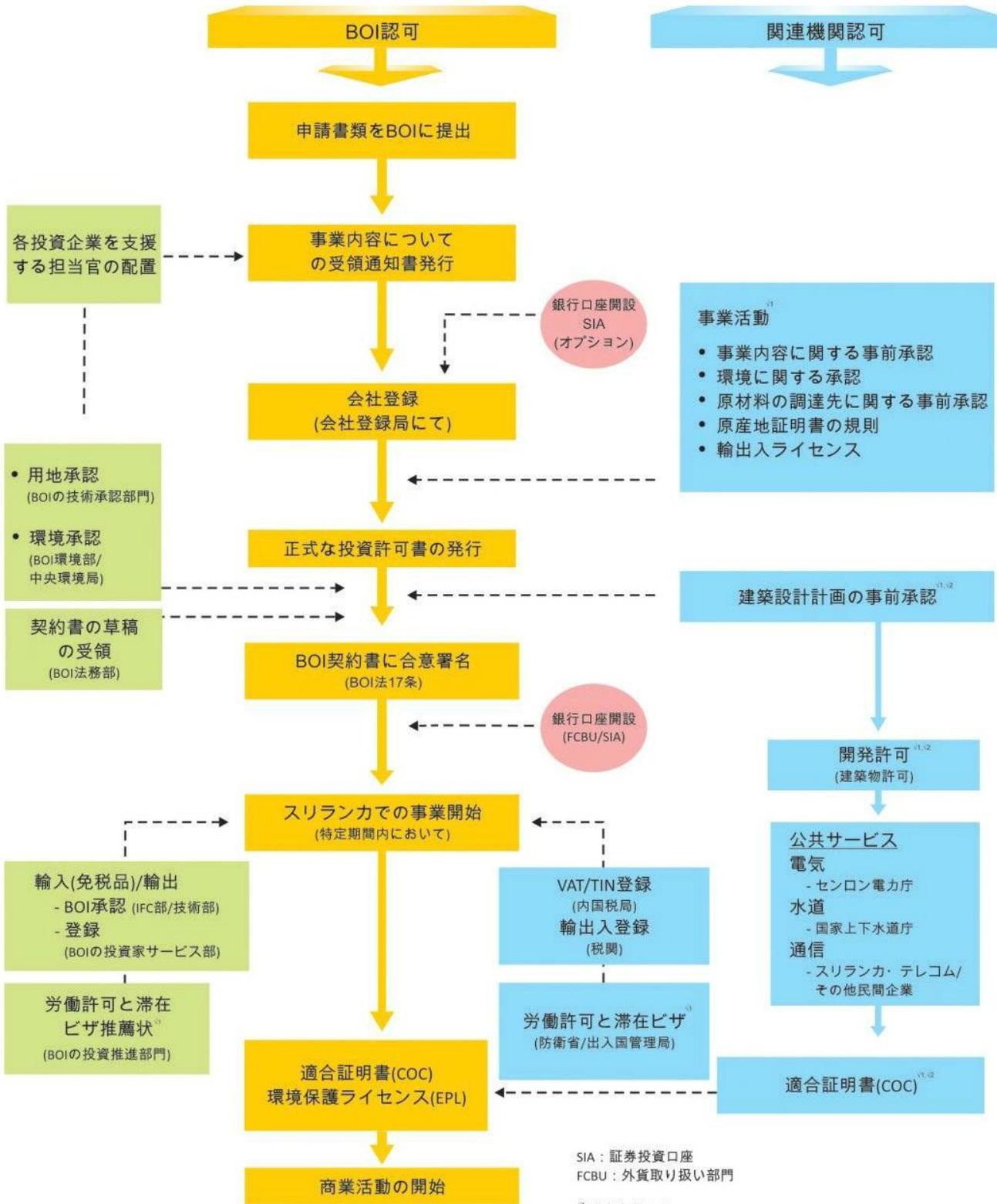
現在第16条の認可を受けるためには250万ドルの初期投資が必要となります。これには100%外国投資または現地企業との共同投資が可能です。

営業活動を行う場合は、外国から最低1万ドルの資金が送金されることが条件となります。提案された外国投資は、2002年4月19日外国為替管理局発行特別官報1232/14に記載の証券投資口座（SIA）への送金により可能となります。

BOI 法 17 条認可事業

BOI法17条のもとでは、事業活動の認可や企業との契約締結を行い、投資の最低額やその他指定の要件を満たすことを条件に、内国税管理法や外国為替管理法、関税法等の法律に対する優遇措置を付与することができます。

b. 承認プロセス



c. 優遇策

- 税制優遇措置
- 法人税優遇
- 輸入税の免税
- 配当税の免除
- 外国為替法の非適用
- ビザ推薦

BOIは、BOI法16条または17条で認可された事業に在籍する投資家、職員、その家族に対してビザ申請のための推薦状を発行します。

d. 輸出入サポート

BOI投資サービス部門では、BOI法17条での事業活動における輸出入許可業務、その他投資に関するサービスサポートをおこなっています。

e. 産業労使関係

産業関係部門では、BOIが担当する企業について、労務管理への協力と企業内の労使協調をサポートするとともに、労使関係についての助言とガイダンスをおこなっています。

f. 事業所の立地：輸出加工区、工業団地、その他地域

事業所の設置には、スリランカ国内の次の立地からご選択頂けます。

1. 長期リース契約に基づき、BOIが管理する輸出加工区・工業団地（必要なインフラ整備あり）内に設置。これら地域は、製造業・加工業に適しています。
2. 政府が管理する輸出加工区・工業地域外

a. 私有	}	通常はリースとなります
b. 国有		

BOI 土地バンクに登録の土地もご検討下さい（ユーザー登録が必要です）。

その他、私営の工業地域

BOIが管理する工業地域のほか、特定産業に特化した私営工業地域があります。

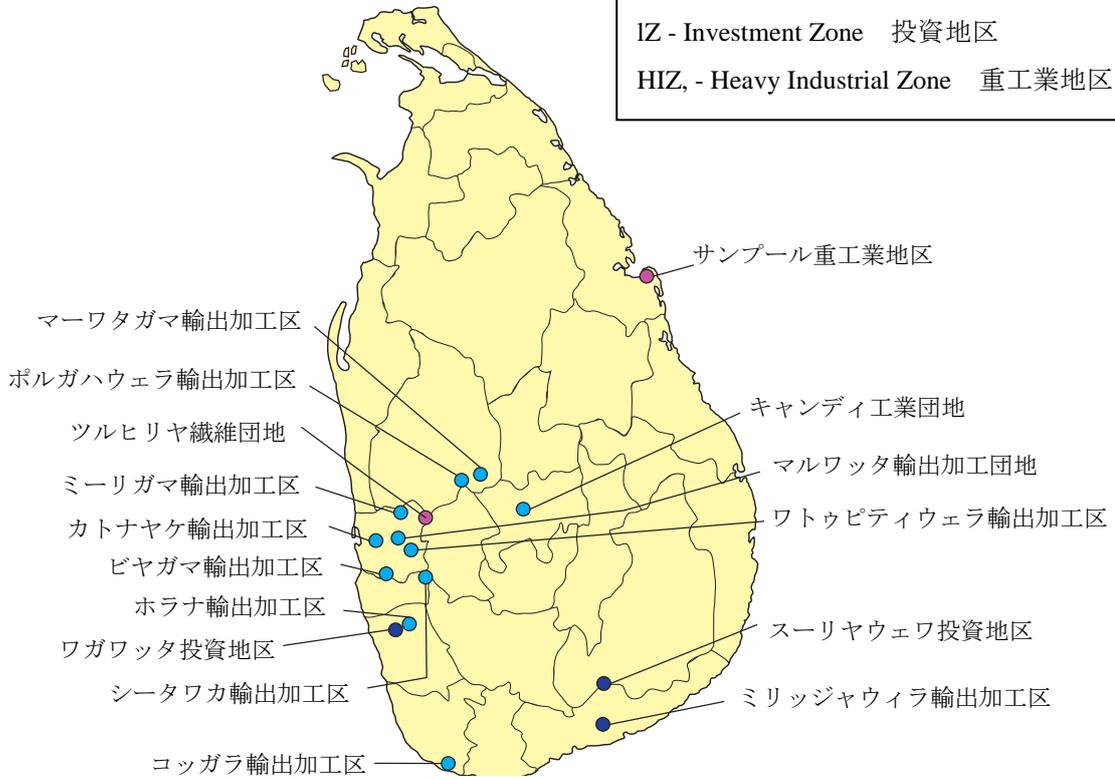
1. アパレル関連産業：MAS ファブリック・パーク
MAS Fabric Park, Thulhiriya
www.masfabricpark.com
2. IT ・知的サービス: オリオンシティ IT パーク
Orion City IT Park, Colombo 9
www.orioncity.com



BOI投資地区

- 既存地区
- 民間投資工業地区
- 新規地区

EPZ - Export Processing Zone	輸出加工区
EPP - Export Processing Park	輸出加工団地
IP - Industrial Park	工業団地
IZ - Investment Zone	投資地区
HIZ, - Heavy Industrial Zone	重工業地区



スリランカ投資ガイド
商業ハブ活動

スリランカの地理的優位性

スリランカは、陸路や海路でのアクセスに最適な戦略的位置にあります。

- 亜大陸間の中心に位置しています。
- 西と東をつなぐ主要海路に近く、重要な取引先との直接のアクセスが可能です。
- 特定の事業活動を行うための拠点として、個人投資家の皆様にも広く投資機会を提供できます。

法規制概要

スリランカ政府は自由港と保税地域を定め、貿易に適したインフラを整備し、物品及びサービスの輸出入や以下の法規適用の円滑化を図っています。

- 2012年、商業特区活動に関する初の法令である財政法 2012年第12項を制定
- 2013年、財政法 2013年第12項を改定
- 2013年7月11日発令の商業特区条例 2013年第1項(官報番号 1818/30)を制定

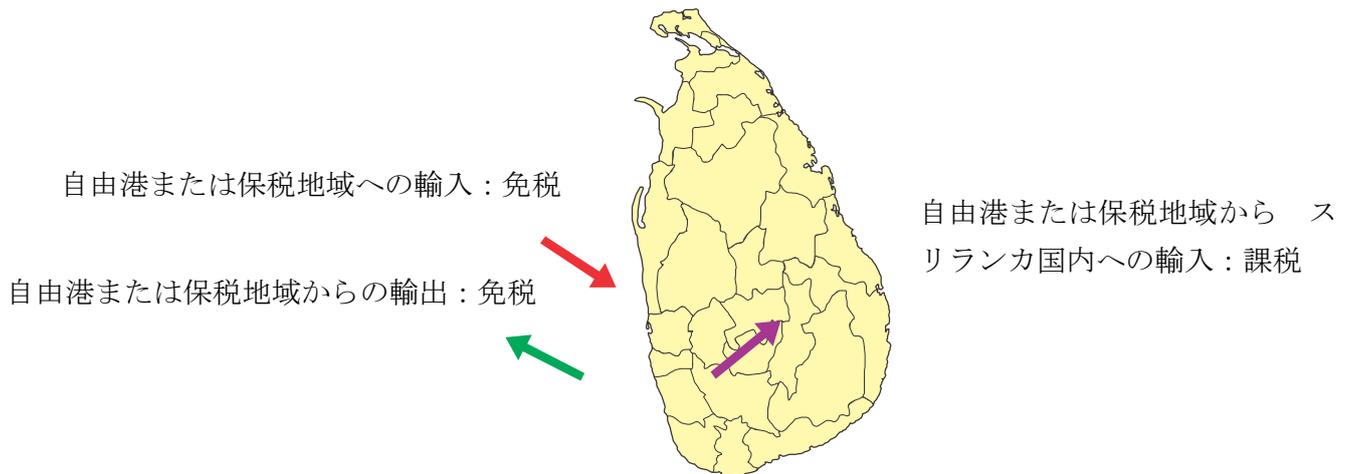
指定自由港と保税地区

指定自由港	コロンボ港およびハンバントタ港
指定保税地区	カトナヤケ輸出加工区およびコッガラ輸出加工区
中継貿易として製造または製品組立てが認可された事業活動のための特別保税地区	マッタラ・ラージャパクシャ国際空港およびミリジャウヰラ輸出加工区

自由港（Free Port）と保税地域（Bonded Area）について

2012年財政法第57号における自由港と保税地域とは「地理的にスリランカ国内であるが法律上関税領域外とみなされる地区」を指します。

- 自由港または保税地域への輸入
- 自由港または保税地域からの輸出
- 自由港または保税地域からスリランカ国内への輸入



商業ハブ活動内容

- a) 輸入、小規模加工、再輸出の中継貿易
- b) 物品輸入調達または他国で製造した物品をスリランカ国内に流通することなく第三国へ輸出するオフショアビジネス
- c) 海外顧客に対する営業活動
- d) ファイナンス・サプライチェーンのマネージメントや、主要バイヤーの請求業務管理を実施する本社業務機能
- e) 保税倉庫または多国籍合弁企業の物流サービス

(a)と(e)は実際の物品移動を伴うため自由港または保税地区での活動に限られます。しかし、中継貿易に係わる事業活動、または自由港や保税地区で必要となる物品製造や組立てはその限りではありません。

中継貿易における製造について

- 国民経済への利益のため、中継貿易を実施している製造業社は、関税条例の規定に則り、財務省とBOIが定めた一定の割合の商品を、スリランカ国内市場に流通させ、スリランカルピーで販売をすることが許可されています。
- このような国内市場での売上は、みなし輸出の売上として扱われます。

商業ハブ概要

営業活動 新規事業	ロケーション				最低資産 投資額 [米ドル]	年間再輸出/達 成売上額 [5年間以内に 達成が必要]	免税
	A	B	C	D			
(a) 輸入、小規模加工、再輸出の中継貿易。 中継貿易として製造、組立てが認可された事業	○	○	-	-	BOIとの契約締結から1年以内に500万	2,000万ドルを下回らない	免税となる法令項目 1. 関税条例（第235章） （別表B記載の制限や禁止事項は適用） 2. 外国為替管理法（423章） （2002年4月19日付官報1232/14内第3(a)節は適用除外、外国籍企業を許容） 3. 輸出入(管理法1969年第1号) 4. 法令表参照 - 付加価値税法 2002年第4号 - 国家建設税法2009年第09号 - 輸出振興法1979年第40号 - 特別物品税2007年第48号 - 港税2011年第18号 - 特別規定物品税1989年第13号
(b)物品輸入調達または他国で製造した物品をスリランカ国内に流通することなく第三国へ輸出するオフショアビジネス	○	○	-	○	BOIとの契約締結から1年以内に100万ドル	1,000万ドルを下回らない	税優遇制度は以下の条件を満たす場合に適用される。 2006改定後内国税法第10の13(b)i、13(b)ii、13(b)iii、13(ddd) 初期投資1,000万ドル以上の戦略開発事業に認可されたすべての事業は2008年改定戦略開発プロジェクト法第14号により税免除適用となる。
(c)海外顧客に対する営業活動	○	○	-	○	BOIとの契約締結から1年以内に100万ドル	1,000万ドルを下回らない	
(d)サプライチェーン・ファイナンスマネジメントや主要バイヤーの請求業務管理をする本社業務	○	○	-	○	BOIとの契約締結から1年以内に100万ドル	1,000万ドルを下回らない	
(e)保税倉庫または多国籍合弁企業の物流サービス	○	○	-	-	BOIとの契約締結から1年以内に300万ドル	1,500万ドルを下回らない	

A -自由港（コロombo/ハンバントタ）

B -指定保税地区（カトナヤケ輸出加工区/コッガラ輸出加工区）

C -特定指定保全地区マッタラ・ラージャパクシャ国際空港/ミリジャウィラ輸出加工区

D -自由港、保税地区外

[1]合計投資額の65%はFCBU口座（外貨建口座取扱い銀行の外貨口座）経由または海外からの送金であること。

[2]事業開始日より起算

[3]財務省とBOIが定めた指定割合のスリランカ現地通貨での国内販売の売上は、みなし輸出の売上げとみなす。

その他の利用可能なサービス

- 製品保管施設：製品別の保管施設のニーズの充足を支援します（例：食品保管には専用の保管施設があります）
- 保管倉庫の共有：一次保管の施設が利用可能です。安価に短期間、製品を保管することができます（例：一年間から2〜3か月間のリースが可能）。
- 資機材の共有：自由港や指定地域での使用のための資機材が貸出されています。これにより資機材への資本投資を節約することができます。
- デリバリータイム：通関時間の削減や物流の効率化によりデリバリータイムが短縮できます。
- 支援施設や効率の良い管理：効率や国際的な専門性の高い施設管理サービス、銀行、保険などのサポートサービスが利用できます。

2012年改定財政法第12号による定義

- 「自由港」とは財政法第12条に基づきスリランカ港湾局の監督下にある海港または陸上港を指します。
- 「保税地区」とは財政法第12条に基づき投資委員会または関税局長、他機関の監視下にある地区を指します。
- 「中継貿易」とは2012年改定財政法4章に基づき認可された全ての製造事業を指し、指定地区または特定指定地区において、認可を受けた製品の製造または組立て作業を国内で最低10%の付加価値を創出後再輸出することです。

「物流サービス」には以下を含みます。

- i. 積替え作業業務
- ii. 国内輸出業者用に仕掛品または完成品を一時保管する倉庫業務
- iii. 海外顧客に対する貨物輸送業務

商業ハブ活動事業

業務	例
中継貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・既製服を輸入し包装とタグ付けし再輸出
オフショアビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・調達、受注管理、サプライチェーン管理、納入、請求業務
営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング、セールス、事業開発に係わるサービス ・製品デザインと開発 ・財務を含むサプライチェーン管理 ・サンプリング、テスト、品質検査に係わるサービス
本社業務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要バイヤーの本社業務 ・海外請求業務 ・品質管理 ・金融サービス ・管理業務や後方支援業務
物流サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の原産地から完成品を輸入し混載（多国籍混載） ・グローバル物流事業での完成品輸入保管 ・大規模プロジェクトでの大規模貨物輸入業 ・倉庫業、在庫管理、海外顧客への付加価値物流サービス業務 ・海外顧客への貨物輸送業務 ・積替え作業業務 ・スリランカ輸出業者への納入を含む地域取引貨物の倉庫業



スリランカ投資委員会
Board of Investment of Sri Lanka

調査・政策推進部作成
(協力：投資部、広報部、メディア部)
2015年10月発行